

柏市都市計画道路の見直し方針検討業務委託 仕様書

第1条 適用範囲

本仕様書は、「柏市都市計画道路の見直し方針検討業務委託」（以下「本業務」という。）を行うにあたり適用する。

第2条 業務の目的

本業務は、社会情勢の変化や本市におけるまちづくりの将来像、交通事情等を踏まえ、各路線について検証を行い実情に合った道路ネットワークの形成に向けて、都市計画道路の見直し方針の検討、検証を行うことを目的とする。

第3条 作業範囲

本業務の作業範囲は、柏市全域とする。

第4条 業務期間

契約日から令和8年3月13日（金）までとする。

第5条 疑義

受注者は、本仕様書の内容に疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、その決定内容に従うものとする。

第6条 業務遂行上の原則

受注者は、本業務の着手にあたり、発注者と事前に協議を行い、発注者の意図及び目的を十分に理解し、適切な人員を配置、最大限の技術を発揮するよう努めるものとする。

2 受注者は、本業務の遂行にあたっては、都市計画法・道路法等の関係法令を準拠するとともに、発注者の関係各課等との調整も踏まえ、関連諸計画との整合性を十分に確保するものとする。その調整の結果、資料等の修正の必要が生じた場合は、速やかに対応するものとする。

3 受注者は、本業務を行うにあたり、業務上得たノウハウ及び知見に基づき、本市の実情にあうように提案するものとする。

第7条 再委託

契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げる

ものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

- (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
- (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断

2 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業とする。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

第8条 配置技術者

受注者は、次のいずれかの資格を有するものを管理技術者または担当技術者として配置しなければならない。

- (1) 技術士（建設部門：都市及び地方計画又は総合技術管理部門：都市及び地方計画）
- (2) R C C M（都市計画及び地方計画部門）

第9条 完成検査

受注者は各年度の業務完了後、成果品並びに関係資料等を発注者に提出し、完成検査を受け、検査合格をもって当該年度の業務完了とする。

第10条 成果品の帰属

本業務において作成した成果品は全て発注者に帰属し、受注者は発注者の許可なく複製及び他へ貸与してはならない。

第11条 成果品の瑕疵

本業務完了後といえども、受注者の過失、又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の指示により受注者の負担において修正、補足するものとする。

第12条 契約方法

本業務の契約方法は、総価契約とする。

第13条 支払回数

本業務の支払回数は各年度1回とする。

第14条 業務内容

各年度における業務内容は以下のとおりとする。

【令和6年度】

1 計画準備

本業務で必要となる資料，他市の事例等を収集し整理を行う。なお，必要な資料は受注者において収集するものとし，発注者の担当部署が所有するものは必要に応じて貸与するものとする。

2 本市の課題の整理

本市における課題を整理し，都市計画道路の見直しに向けた考え方を整理する。

(1) 道路整備状況の確認と課題整理

都市計画道路を含む市内の主要な道路及び隣接市の道路の整備状況を確認し，課題を整理する。

(2) まちづくりの現状と課題整理

総合計画や柏市都市計画マスタープラン等の各種計画における市の将来像等を踏まえて，本市におけるまちづくりの現状と課題を整理する。

3 検討路線の選定

市内の全ての都市計画道路を対象として，都市計画決定の状況，区間ごとの整備状況，隣接市の都市計画決定及び整備の状況等を確認し，検討路線（区間）の選定作業を行う。

【千葉県都市計画道路見直しガイドラインにおける第一段階】

4 評価項目の検討

「千葉県都市計画道路の見直しガイドライン」に基づき，本市の交通事情やまちづくりの将来像を踏まえた評価項目を検討する。

5 見直し候補路線の選定と課題検討

検討した評価項目に基づき，見直し候補路線の選定を行う。見直し候補路線について，廃止・変更等をした場合の課題を検討する。

【千葉県都市計画道路見直しガイドラインにおける第二段階】

【令和7年度】

6 将来交通量推計による検証及び最終評価

見直し候補路線について、過年度に実施した「交通量推計業務委託」のデータを用いて、廃止・変更等をした場合の道路ネットワークの検証を行う。また、これまで実施した評価結果を基に最終評価を行う。

【千葉県都市計画道路見直しガイドラインにおける第三段階】

7 市民説明会の資料作成及び運営支援

市民向け説明会における資料の作成及び議事録の作成等の運営支援を行う。

説明会は3回程度を予定している。

8 パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントの資料等作成，意見のとりまとめ及び整理を行う。

パブリックコメントは1回を予定している。

9 見直し方針の作成

庁内検討会議やパブリックコメント，都市計画審議会等の意見を踏まえ，「柏市都市計画道路の見直し方針」を作成する。また，概要版も作成する。

10 報告書の作成

本業務で実施した内容を報告書としてとりまとめて，以下の部数を提出する。

なお，年度ごとの成果を確認するため，令和6年度業務完了時点の報告書を事前提出すること。

・報告書（A4版）・・・・・・・・・・2部

・電子データ（CD-R）・・・・・・1枚

【令和6年度・令和7年度共通】

11 打合せ協議

打合せ協議は，対面の他，オンライン形式での実施も可能とする。

受注者は，打合せ協議後速やかに打合せ記録簿を作成し提出すること。

令和6年度3回程度（予定）

令和7年度3回程度（予定）

12 都市計画審議会の資料作成

柏市都市計画審議会において報告する資料の作成を行う。

令和6年度1回程度（予定）

令和7年度2回程度（予定）

13 庁内検討会議の資料作成及び運営支援

庁内の関係部署で組織する検討会議における各資料及び議事録の作成等の運営支援を行う。

令和6年度2回程度（予定）

令和7年度2回程度（予定）

第15条 担当部署

本業務における発注者の担当部署は次のとおりとする。

- ・担当部署：柏市 都市部 都市計画課
- ・連絡先：04-7167-1144（直通）